

平成19年 No.51

東京学芸大学特任教員選考要項の一部を改正する要項

改正理由

「特任教員制度について（改正案）」が承認されたことに伴い特任教員の称号を追加するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年10月3日 教育研究評議会 「「特任教員制度について」の改正について」
審議承認

東京学芸大学特任教員選考要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成19年10月 5 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

東京学芸大学特任教員選考要項の一部を改正する要項

東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月 7 日制定）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学特任教員選考要項の一部改正について

改正理由：「特任教員制度について（改正案）」が承認されたことに伴い特任教員の称号を追加するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(選考基準)</p> <p>第5条 特任教員となることのできる者は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める<u>教授、准教授又は助教</u>の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者とする。</p> <p>(称号の付与)</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、<u>特任教授、特任教員又は特任教助教</u>を称することができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この要項は、平成19年10月5日から施行する。</p> <p>2 第7条第1項に規定する在職時と同じ職名相当には、この要項施行後当分の間、平成19年3月31日以前の助手を、助教とみなして適用するものとする。</p>	<p>[省略]</p> <p>(選考基準)</p> <p>第5条 特任教員となることのできる者は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める<u>教授又は准教授</u>の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者とする。</p> <p>(称号の付与)</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、<u>特任教授又は特任教員</u>を称することができる。</p> <p>[省略]</p>